



「徳島県漁業調整規則の一部改正（案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、漁業法の規定に基づき、徳島県漁業調整規則を定めています。

このたび、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が令和6年6月26日に公布されました。また、刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行されます。このほか、近年の漁業をとりまく環境の変化等に伴い、徳島県漁業調整規則について一部改正を行うこととなりました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい規則にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和6年12月6日（金）～ 令和6年12月27日（金）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/



②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日を除く））

3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 農林水産部 漁業管理調整課 管理調整・漁船担当

電話：088-621-2477 FAX：088-621-2863

メールアドレス：gyogyoukanrichouseika@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広報・広聴担当

電話：088-621-2096 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 行
（パブリックコメント）



Q1 「徳島県漁業調整規則」とは何ですか？

徳島県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とした規則です。

今回、漁業法等の関係法令の改正及び漁場環境の変化等に伴い、必要となる規定の整備・整理を行います。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

「徳島県漁業調整規則の一部改正（案）」において、修正や新たに加えることが必要であると思われる事項について、ご意見をお寄せください。

今回、改正する部分の概要については、別添資料を参照してください。



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、規則の改正にあたり十分検討させていただき、可能なものについては規則に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。